

平等論の分析的転回

——ジェラルド・コーエンについての覚え書き——

小田川 大典

一 はじめに

六〇年代のコーエン——史的唯物論への関心と道徳・政治哲学への相対的な無関心

分析哲学の知見を踏まえたマルクス主義の規範理論（分析的マルクス主義）の代表的な論者であるジェラルド・アラン・コーエン（Gerald Allan Cohen, 1941–2009）は、規範理論研究を始める以前の一九六〇年代を次のように回想している。

ロンドン大学ユニヴァーシティ・カレッジの若き講師だった頃、わたしは自分の研究上の関心に密接には関わっていない主題を講じていた。採用されたのは一九六三年で、道徳・政治哲学を教えることになったのだが、当時執筆していたのは、カール・マルクスの歴史理論についてであった。……道徳・政治哲学についてのわたしの考えは、学問としてはごく標準的なものであったし、今でもそうである。道徳・政治哲学は、規範的判断の性質と真理を探究するために抽象的かつ哲学的に考察する非歴史的学問分野である。対照的に、史的唯物論

(マルクスの歴史理論はそう呼ばれていた)は、社会構造や、歴史の動態についての(例えば、一九世紀の地史学に匹敵する地位を占める)経験理論である。……社会主義者としての立場からすれば、政治哲学にかかずらうことが社会主義哲学者にとつての義務であるとは思われなかった。……政治哲学を教えてはいたが、わたしの研究活動領域は政治哲学ではなく、史的唯物論を明確化し、それを擁護することに向けられていたのである (Cohen 1995: 1-4)。

当時のコーエンにとつて「規範的判断の性質と真理を探究するために抽象的かつ哲学的に考察する非歴史学的学問分野」としての「道徳・政治哲学」の研究と、「社会構造や、歴史の動態についての経験理論」としての「史的唯物論」の研究は別物であり、研究者としての関心は専ら後者に向けられていた。そして史的唯物論への強い関心は、どちらかといえばコーエンを道徳・政治哲学から遠ざけることになった。というのも、史的唯物論は、思想的にみればおそらく最も影響力のある平等論のひとつではあったが、その知的な力点は、平等の価値や原理の解明ではなく、「諸価値を覆う固い事実の甲羅」としての「歴史一般と資本主義に関する大胆な説明的命題」に置かれていたからである (Cohen 1995: 5)。

古典的マルクス主義者は、経済的平等が歴史的に不可避であるということと、道徳的に正しいということの両方を信じていた。……なぜ平等が道徳的に正しいのか、すなわち正確には何が平等に道徳的拘束力を与えているのかに關し、古典的マルクス主義者が多くの時間を費やさなかつた理由のひとつは、経済的平等が歴史的に不可避であると彼らが信じていたことにある。……(マルクス主義者の確信によれば)抑えることができない二つの歴史的趨勢が、一緒に作用することで、究極的な経済的平等の実現が保証されているはずであった。ひ

とつは、組織された労働者階級の台頭で、その社会的地位は不平等を被る側にあり、彼らは平等になることを目指している。労働者運動は規模と闘争力の面で成長し、自らの運動の成長を育んだ不平等社会を廃止する力をやがて持つにいたる。実質的平等を確実なものにすることに貢献するもうひとつの趨勢は、生産力の発展、すなわち自然を人間の利益のために変換する人間の力の持続的増大であった。生産力の成長は、多大な物質的富裕を結果としてもたらすことになるので、裕福で満ち足りた生活のために必要とされるものは、誰にも負担をかけることなく、普通の店で入手可能となる (Cohen 1995: 6)。

「組織された労働者階級の台頭」と「生産力の発展」という「抑えることができない二つの歴史的趨勢」は、いずれ「究極的な経済的平等」を実現し、資本主義社会の諸矛盾を揚棄するであろう。そしてコーエンによれば、来たるべき「物質的富裕」についてのマルクスの楽観は、現状についての悲観的な諦観と表裏一体であった。

マルクスは、物質的富裕は平等の十分条件であるのみならず、必要条件でもあると考えていた。すべての主要な利害対立を除去するほどの完全な富裕に少しでも達していなければ、社会的相克の継続、すなわち「必要と……あらゆる古い汚れたことのための闘争」は避けられない。マルクスがこうした無限の富裕の可能性について、これほど楽観的でなければならなかったのは、彼がそうした富裕に達していないことから引き起こされる社会的帰結について、妥協を許さないほどに悲観的だったからである (Cohen 1995: 10-11)。

「無限の富裕」に達しないかぎりこの世の矛盾は解決されないのであれば、現状を前提とした上で平等の可能性を積極的に論じる政治哲学の道は閉ざされる。コーエンは「伝統的マルクス主義が分配的正義の諸問題を真剣な検

討対象としなかった理由」を次のように述べている。

伝統的マルクス主義の主張では、希少性の条件下では階級社会は不可避であり、その所有構造が分配の諸問題を確定する。したがって政治運動の責務とは、階級社会を不正とみなす多くの基準のうち、これを批判する際に用いるべき適切な基準はどれかを決定することではなく、階級社会そのものを転覆することなのであるから、それを目指す政治的運動にとって、正義をめぐる論議は無益である。また、富裕という将来の条件下では正確には何が正義のために必要なかを探究する必要もない。なぜならその後には、誰もが欲するものを手に入れられる共産主義が難なく成就され、功利主義に始まって平等主義からリバタリアニズムへといたるいかなる観点からしても正義と呼びうるものが達成されるからである。「何が分配の正しい方法か」という問いにエネルギーを注ぐことは、現在に関しては無益であり、将来に関しては不要なのである (Cohen 1995: 11)。

二つの「予言」の失効と規範的政治理論への関心

だが、伝統的なマルクス主義を支えてきた「労働者階級の台頭」と「生産力の発展」という二つの「予言」は、現実の歴史によって無慈悲にも粉碎される。第一に「プロレタリア階級はしばらくの間より強大になったが、決して「大多数者」にはならなかったし、規模も能力も拡大し続けると思われてきた資本主義的生産過程が技術的にますます洗練されることによって、プロレタリア階級は結局、減少し、分断された」(Cohen 1995: 7)。

多くの反論を浴びてきた「労働者階級」という名称をいかに適用しようとしても、先進産業社会には、次の四つの性格を併せ持つ集団は、いまや存在しない。それは、①社会を支える生産者であること、②搾取されてい

ること、③（家族を含めれば）社会の大多数を占めていること、④極貧にあること、である。確かに、基幹的生産者、搾取されている人々、貧困な人々は、なお存在するが、以前とは異なり、これらの人びとにおおむねあてはまる呼称さえいまでは存在しないし、ましてや大多数の人びとにあてはまる別の呼称など存在しないのである。そしてその結果、（搾取と貧困のゆえに）社会主義的変革への強烈な利害関心と、生産的能力を備え、多数を占めているがゆえに）それを達成するのに格好な能力の両方を持ち合わせた集団は存在しなくなっている。古典的マルクス主義は……われわれが資本主義社会の自然な進化の経路として現在把握している事態を、予測できなかったのである（Cohen 1995: 8）。

そして第二に「生産力の発展」は、いまや資源の枯渇という大きな壁にぶつかっている。「技術的知識は停滞しなかったし、これからも成長を止めないであろうが、地球という惑星が反抗しているのだから、自然を使用価値へと転換する能力たる生産力が、技術的知識の成長と足並みを揃えて拡大することはできない。技術的知識の持続的成長によつて使用価値を絶え間なく増大させるほどには、地球の資源は潤沢ではなかったのである」（Cohen 1995: 7）。

このように史的唯物論が抱いていた平等が実現するまでの見通しを支えていた二つの「予言」がその信頼を失いつつある中、コーエンは、一九七〇年代の初めに現れたロバート・ノージックやジョン・ロールズの分析的な規範理論研究に触発されるかたちで、平等についての理論的な研究を開始する。それはコーエン自身がいうように、将来についてのマルクス主義の楽観論を捨てると同時に、現在についてのマルクス主義の悲観論を破棄した上でなされるべき、現状を踏まえた上での分析的な規範理論研究の事始めであった。

われわれの諸問題を解決するために、技術論に訴えることはできない。もしもそれらが解決されうるとしたら、堅実な理論的・政治的営為を通じて解決せねばならない。マルクス主義は富裕によつて平等がもたらされると考えたが、われわれは希少性の状況における平等を追及せねばならない。そしてその結果として、何を求めているのか、なぜそれを求めることが正当なのか、どのようにしてそれは制度的に遂行されるのかについて、以前とは比べらぬほど明確にしなければならない (Cohen 1995: 11)。

来たるべき「究極的な経済的平等」を前提とした、たんなる「技術論」から、「希少性」という資本主義の現実を踏まえた上での「堅実な理論的・政治的営為」へ。本稿は、こうした分析的・転回以降のコーエンの平等論の一端を、彼のノージック論とロールズ論を手掛かりに、内在的に再構成する試みである。彼が最初に衝撃を受けたノージックの『アーキー・国家・ユートピア』のノージックも、同時代において最も影響力のあった分析的平等論である『正義論』のロールズも、「希少性の状況」における種の「不平等」を正当化した政治哲学者であり、両者に対するコーエンの「堅実な理論的・政治的営為」による応答を検討することで、われわれは現代の平等論の重要な一側面について理解を深めることができるだろう。

二 コーエンのノージック批判

ロバート・ノージックの衝撃

一九七二年のある日、コーエンはジェラルド・ドゥオーキンから、ウィルト・チェンバレンという架空のバスケットボール選手の事例をもとにした社会主義批判の議論をきかされたという (Cohen 1995: 4)。かりにいま理想的な

富の分配がなされている状態D1において、スター・プレイヤーのチェンバレンが所属チームと、自分が出場するすべての試合について観客の入場料の中から二五セントを受け取る契約を結び、その結果、一シーズンで一〇〇万人の観客から計二五万ドルを得たとして、その結果発生した格差の著しい富の分配状況D2は果たして不正だろうか。仮に不正であるとして、それを課税等の措置によって強制的に理想的分配状態D1に戻すことは、より大きな不正、すなわち平等による自由の否定になるのではないか。更には言えば、自由はつねに何らかの不平等を伴うものではないか (Nozick 1974: 160f)。

自己所有権命題——通底するリバタリアニズムとマルクス主義

この例話は、自由と平等とは相容れず、前者はしばしば不平等を伴うというリバタリアンの基本テーゼを述べるためにノージックが考案したものであるが、コーエンはこの例話によって「教条主義的社会主义のまどろみ」から覚醒させられたと回想している (Cohen 1995: 4)。『自己所有、自由、平等』(一九九五)は、コーエンがリバタリアニズムと格闘した論文を年代順に編んだものであるが、注目すべきは、コーエンが、平等よりも自由を優先するリバタリアニズムの思惟様式から、その論理的中核たる自己所有権命題——「各人は自分の身体と能力の道徳的に正当な所有者であって、それがゆえに各人は、他者に対してその能力を攻撃的に用いないかぎり、好きなように行使する自由を有する」(Cohen 1995: 67)——を別決した上で、リバタリアンが課税と再分配政策に反対する際にこの自己所有権命題に依拠しているのと同様に、資本家による労働者の搾取を批判するマルクス主義もまた自己所有権命題に依拠していることを指摘する。

有産者たる資本家と無産者たる賃労働者の関係……マルクス主義者はこれを不正な搾取関係であるとみなして

きた。労働者は自らの資本をもっていないために、資本家に対して生産手段へのアクセスと交換に生産物の一部を渡さざるをえない。資本家は資本を所有しているがゆえに、こうした労働者から生産物を抽出する。……なぜマルクス主義者たちは、こうした抽出を不正だと考えるのか。彼らがどのように考える大きな根拠は、労働者から資本家への生産物の移転には、マルクスのいう「他人の労働時間の盗取」があると考えられていた点にあると、わたしは理解している。……資本家は働く人びとから労働時間を盗み取っているとマルクス主義者はいふ。しかし、ある者が他者から盗み取ることができるのは、その他者に正当に帰属するものだけである。……資本家が労働者を搾取しているというマルクス主義の主張は、人びとが自らの能力の正当な所有者であるという命題に依拠していることになる。この命題は自己所有権命題であり、この命題が資本主義的關係は本来的に搾取的であるという命題を支えるマルクス主義の根拠の基盤をなすとわたしは考えている (Cohen 1995: 145f)。

コーエンによれば、マルクス主義は、ロールズやロナルド・ドゥオーキンらのリベラリズムと異なり、自己所有権命題に依拠しているという点で、リベタリアニズムと奇妙な関係にある。すなわち、

資本・労働関係に対する非妥協的な線引きをすることによって、マルクス主義者は暗黙裡に自己所有権の概念を受容している。しかし、すでにみてきたように、この概念は今日の政治哲学では反動的位置にあるリベタリアニズムの源泉となっている。リベタリアニズムによれば、マルクス主義者の不服からすると資本家が労働者に対して行なっているのと全く同じことを、福祉国家は納税している労働者たちに行なっていることになる。すなわち、彼らから生産物を強制的に抽出しているのである。しかも、資本・労働関係の場合には労働者は資

本家と契約を結んでいるからよいのだが、福祉国家にはこうした点がみられないと、リバタリアンは付け加えるであろう。……マルクス主義者がリバタリアンから攻撃されやすい理由は、マルクス主義者が資本金によって搾取されている労働者についていっていることが、福祉国家の勤労納税者についてもいうことができるかのように見える点にある (Cohen 1995 : 151)。

ウィルト・チェンバレンの例話に導かれ、おそらく政策論的には最も遠いリバタリアニズムの分析を通じて、コーエンはマルクス主義もまたリバタリアニズムと同じく、自己所有権に呪縛されていることに気づく。『自己所有、自由、平等』の後半においてコーエンは、そうした呪縛から逃れるべく苦闘を続けているが、結局のところ自己所有権命題を完全に論駁することは不可能であり、だからこそ自己所有権ではどうにもならない「非選択不運」の問題などを提起することによって、自己所有権命題の影響力を削ぐことを提案している (Cohen 1995 : 229)。

三 コーエンのルールズ批判

不平等をどう正当化するか——権原理論、功利主義、格差原理

ノージックの『アナキー・国家・ユートピア』と同じく、ルールズの『正義論』についても、コーエンの関心は専らその不平等正当化論に向けられている。『正義と平等を救済する』(二〇〇八)第一部第一章においてコーエンは、「分配的正義が普及している社会において、人びとの物質的な生活の見通しは大まかには平等であるべきであり、ロールズや彼の信奉者たちが考えているのとは異なり、分配的正義は富裕な人びとに経済的インセンティブを提供するような大きな不平等を許容するものではない」という「平等主義のテーゼ」の「救済」を試みている (Cohen

2008: 2)。コーエンは、まずサッチャー政権下でナイジェル・ローソン蔵相が所得税の最高税率を六〇パーセントから四〇パーセントに下げたいわゆるローソン減税を事例に、不平等を正当化する議論を次の三つに整理している。まず①「財産の一部を自ら生産し、残りを適切な譲渡や交換によって得た富裕な人びとには、自らの財産に対する権原があるのであって、結果的に貧しい人びととの間に不平等が生じたとしても、道徳的には何の問題もない」とする政治的な右翼の権原理論、次に右翼のみならず中道派からも支持される②「経済の活性化を通じて国民総生産を増大させることで、人びとの幸福の総量を増加させる不平等であれば、正当化しうる」という功利主義、そして、③「不遇な人びとの置かれている境遇を改善する不平等であれば、正当化できる」という左翼に支持されることの多いタイプの議論。コーエンの関心はいうまでもなく③にあるが、注目すべきは③が、「高い収入を得られるということが、普通よりも生産性の高い人びとを、より多くを生産するように仕向ける」というある種のインセンティブ論として位置づけられていることであろう (Cohen 2008: 28)。

もちろん、現実はなかなかそううまく行くわけではなく、たとえば左翼にたずねても、イギリスやアメリカにおいて実際に不平等が暮らし向きの悪い人びとの生活の向上に資していると答えるひとは少ないだろう。しかし、コーエンによれば、わずかでも暮らし向きの悪い人びとの境遇を改善するような不平等を誘導する政策が可能ならば、そのような不平等は正当化されうると考える左翼は少なくないし、また、富裕な人びとにとってのインセンティブになる可能性も否定できない (Cohen 2008: 28)。こうしたことを踏まえつつ、ロールズは『正義論』において「社会的・経済的不平等は、正義に合った貯蓄原理と首尾一貫しつつ、最も不遇な人びとの最大の便益に資するよう編成されなければならない」という、いわゆる「格差原理」を導入する (Rawls 1971: 302)。

ロールズの格差原理とインターパーソナル・テスト

このようにロールズの格差原理は、①「最も不遇な人びとの最大の便益に資する」こと、そして②「遺伝的な原因やその他の運によって他の人びとよりも高い生産性を発揮できる人びとにとつてのインセンティブとなりうる」と、という二つの根拠をもとに、ある種の不平等を正当化するものであるが、そうしたことを踏まえつつ、コーエンは、ローソン減税を事例に、格差原理を次のように定式し直している。

規範的大前提…経済的不平等は、それがもつとも恵まれない人びとを物質的により豊かにする場合、正当化される。

事実的小前提…最高税率が四〇パーセントの場合、(a)能力のある富者は、最高税率が六〇パーセントである場合よりも多くを生産する。そして (b)もつとも恵まれない人々は結果として、物質的により豊かになる。

結論…したがって、最高税率は四〇パーセントから六〇パーセントに引き上げられるべきではない (Cohen 2008 : 34)。

コーエンは、こうしたインセンティブ型の政策については、コミュニティ内でのインターパーソナル・テストによる包括的正当化が必要であると主張する。政策とは、つねに誰かが誰かに向けて提案するものであるがゆえに、提案する側とされる側を入れ替え、多様な検討によってインターパーソナルな評価と正当化を行うべきだという考え方である (Cohen 2008 : 40f)。

コーエンはインターパーソナル・テストの具体例として、身代金を払った場合のみに子どもを解放するという誘拐犯の議論を分析している。

大前提…子どもは両親とともにいるべきである。

小前提…身代金を支払わないかぎり、誘拐犯は子どもを両親のもとに返さないだろう。

結論…したがって両親は誘拐犯に身代金を支払うべきである (Cohen 2008: 37)。

この三段論法を、両親の立場から眺めるならば、この議論を正当化することは不可能ではない。だが、この三段論法を、誘拐犯の立場から眺めるとどうだろうか。コーエンによれば、小前提を真たらしめているのが誘拐犯であることを考えると、誘拐犯の立場からこの議論を正当化することは不可能である。この小前提の必然性を、誘拐犯は説明できる立場にないからである (Cohen 2008: 39)。

ならば、ローン減税についての議論はどうだろうか。コーエンによれば、コミュニティの構成員の中には、貧富の差も能力の差もある。貧しい人びとの立場から眺めれば、ローン減税を格差原理で正当化することに特に問題はなかもしれない。しかし、有能で富裕な人びとの立場から、この議論を正当化することは可能だろうか。この場合、事実的小前提の (a) を真たらしめているのは有能で富裕な人びとである。彼らは最高税率が四〇パーセントから六〇パーセントに上がった場合に、より働かなくなる理由を説明しなければならない。だが、コーエンによれば、おそらくそれは無理であり、小前提 (a) のインセンティブ論は、コミュニティの中で格差原理を共有していく上で大きな障害とならざるをえない (Cohen 2008: 47)。

「コミュニティ」と「取引」の「未解決の緊張」——格差原理の両義性

とはいえ、繰り返し述べられているように、コーエンは「ロールズのいう格差原理そのものを疑問視しているわけではないし、不平等なインセンティブが平等な結果を因果的にもたらす可能性を否定しているわけではない」。

コーエンのロールズに対する批判の核心は、構成員が自らの属する政治社会をして正しい社会たらしめている諸原理の価値を信じ、それに従って生活している「正しい社会」の構想に照らした場合、格差原理によるインセンティブに基づく不平等の正当化は、どう考えても「正しい社会」の特徴として相応しくないといい点にあった (Cohen 2008 : 14)。

コーエンは、ロールズが『正義論』において格差原理を、一方で「正しい社会」を規制する「厳格」な「コミュニティ的構想」として示しながら、他方では現実の不平等を捉えるための「ゆるやか」な「取引的構想」として用いており、両者が「未解決の緊張」によって引き裂かれていると指摘する (Cohen 2008 : 81f)。コーエンによれば「取引的構想」としての格差原理は生々しいインセンティブとして不平等を許容するかもしれないが、「コミュニティ的構想」としての格差原理は「正しい社会」において、インセンティブを不要なものとして退けるであろう。結論部においてコーエンは次のように述べている。

わたしのロールズに対する最も中心的な批判は、格差原理が支配し、連帯と普遍的な尊厳を特徴とするコンプレックスが完全に達成された社会において、富裕な人びとはもはやインセンティブを必要としないだろうということである。わたしは公共政策の原理としてゆるやかに解釈された格差原理を退けるつもりはないし、それが実際に用いられるべき文脈が存在しうることを否定するつもりもない。わたしが疑問視するのは、ゆるやかに解釈された格差原理を正義の基底的な原理と捉えることの妥当性である。ロールズは、あたかも構成員の道徳的本性が最大限に実現された最高の状態の社会の人びとが、ゆるやかに解釈された（つまり低俗なインセンティブを許容する——引用者）格差原理に支配されるかのごとく描こうとしているが、わたしはこのことを認めることができない。社会主義的平等主義者であるわたしの立場は、ジョン・スチュアート・ミルが『経済

学原理』で示した、平等な報酬とインセンティブ型の出来高払い報酬の比較についての見事な説明と同じである。……ロールズのゆるやかに解釈された格差原理は「持てる者に与えよ」ということを意味する。ロールズは、インセンティブ政策を正しい社会の特徴として提示しているが、ミルがいうように、そうしたインセンティブの活用は、資本主義下での現実を踏まえた「人びとの利己的性格との妥協」の産物にすぎない。正義を探索する哲学者は、そうした便宜主義的な妥協で満足すべきではない。たんなる便宜主義的な妥協を「正義」と呼ぶことは、ミルが将来に期待した、教育による完全な刷新の可能性を自ら否定することにはかならないからである (Cohen 2008 : 85)。

四 むすびにかえて

以上でみたように、コーエンの議論は、史的唯物論における政治哲学の貧困を自覚したマルクス主義者が、アイザック・バーリンやギルバート・ライルから指導を受けた言語哲学を武器に、同時代のノージックやロールズの平等論——より正確には不平等正当化論——について行なった一連の概念分析の試みとして位置づけることができよう。そしてその歩みを眺めるならば、コーエンの議論には、特に『自己所有権・自由・平等』に顕著だが、執筆時期によって大きな揺れがあるように思われる（実際、コーエン自身がリバタリアニズムの核心が「自己所有権」にあることを理解するまでに何年もかかったという回想を述べている）。コーエンの概念分析を用いた考察は鮮やかで、特にマルクス主義平等論における自己所有権命題の位置づけについての分析はきわめて示唆的であるが、その一方で、コーエンの議論には、自己所有権命題や格差原理の歴史的な両義性についての指摘にみられるように、ポスト冷戦期におけるマルクス主義政治哲学のひとつの方向性が看取される。本稿は、政治哲学研究においても、政

治思想史研究においても興味深いコーエンの平等論について今後進められるべき研究の、きわめて拙い準備作業の一環にすぎない。

【文献一覽】

- Cohen, G. A., 1995, *Self-Ownership, Freedom, and Equality*, Cambridge University Press. (松井暁・中村宗之訳『自己所有権・自由・平等』(青木書店、二〇〇五年))
- Cohen, G. A., 2008, *Rescuing Justice and Equality*, Harvard University Press.
- Nozick, Robert, 1974, *Anarchy, State, and Utopia*, Basic Books. (嶋津格訳『アナーキー・国家・ユートピア——国家の正当性とその限界』木鐸社、一九九五年)
- Rawls, John, 2009, *A Theory of Justice (Original Edition)*, Harvard University Press, Harvard University Press (first published 1971). (川本隆史・福間聡・神島裕子訳『正義論』紀伊國屋書店、二〇一〇年)